

居宅サービス事業等における 設備等のガイドライン

令和6年1月改訂版

横浜市健康福祉局介護事業指導課

【本ガイドラインの対象となるサービス】

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 居宅介護支援

はじめに

本ガイドラインは、本市における居宅介護支援事業、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業（注1を除く）において、適切な事業所運営ができるよう、設備等について本市が考える最低限満たすべき事項等を示したものです。

事業所の新規開設、移転、レイアウト変更におきましては、このガイドラインに沿って、事業所規模等に応じて適切な環境を整えてください。国の省令等や市の条例で定めている設備等の基準については、根拠条文を記載しています。

注1 （介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）短期入所生活介護
（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護

目 次

1. 事業所の考え方	1
(1) 事業所の定義	1
(2) 同一建物の定義	1
(3) 事業所の設置階数について	3
(4) 自宅を事業所とする場合の注意事項	4
(5) 複数の部屋等を結合して面積を確保する場合の注意事項	4
2. 設備・備品について	7
(1) 必要な設備・備品	7
(2) 事務室	8
(3) 相談室	10
(4) 会議室（居宅介護支援）	11
(5) 洗面台（洗面設備）・トイレ	12
(6) 食堂・機能訓練室（通所介護、通所リハビリテーション）	13
(7) 静養室（通所介護、通所リハビリテーション）	15
(8) 入浴設備（通所介護、通所リハビリテーション）	17
(9) 消火設備（通所介護、通所リハビリテーション）	17
(10) 厨房（通所介護、通所リハビリテーション）	17
(11) 感染予防設備（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護）	18
(12) 送迎車両（通所介護、通所リハビリテーション）	18
(13) 訪問入浴の設備（訪問入浴介護）	18
(14) 福祉用具の保管設備（福祉用具貸与）	19
(15) その他の備品等	19
補足Ⅰ 通所介護、通所リハビリテーションにおける食堂・機能訓練室 についての注意事項	20
(1) 食堂・機能訓練室の面積に算入できないスペース	20
(2) 複数単位（サービス）を行う場合の注意事項	22
(3) マシンを設置する際の取扱いについて	23
(4) 図面事前確認の指導事例	23
補足Ⅱ 設備に関する条例、基準等	25
(1) 居宅介護支援	26
(2) 訪問介護	27
(3) 訪問入浴介護	28
(4) 訪問看護	29
(5) 訪問リハビリテーション	29
(6) 通所介護	30

(7) 通所リハビリテーション	32
(8) 福祉用具貸与	34
(9) 特定福祉用具販売	35
(10) 通知等	35
補足Ⅲ 改訂履歴	36

1. 事業所の考え方

(1) 事業所の定義

事業所とは、各サービスを行う本拠であり、各サービスを提供するための専用の設備及び備品（以下「設備等」という。）を備えた場所をいい、専用の設備及び備品は同一建物内に配置するものとします。

原則、一の建物につき、一のサービス事業所とします。

サービスとは、居宅介護支援事業及び当ガイドラインが対象とする、居宅サービス事業、介護予防サービス事業(総合事業含む)をいいます。

※ 複数の介護保険サービス事業を同一建物で行う場合、それぞれに必要な設備を整えてください（相談室等、一部設備は共用が可能です）。

また、同一法人の別の事業と事務室等を共有する場合は、使用する机・エリアを分ける・ファイルサーバーのアクセス権限を整える等、個人情報の取扱いに配慮してください。

なお、グループ法人である場合等を除き、原則一つのサービス事業所内には他法人と共有するエリアがあってはなりません。

(2) 同一建物の定義

① 1戸建ての場合

その建物に全ての設備等を備えていること。別棟については、原則同一建物とはみなしませんが、屋根があり外から遮蔽されている廊下等で実質的に建物が連結されている場合や、建物は分かれているがドアで接続されているなど実態を判断して、同一建物と見なす場合があります。

（物理的に離れている場合は同一建物と見なしません。）

設備等が申請法人で専有できることが必要です。

② 集合住宅の場合

区分所有しうる1戸を単位とし、設備等が申請法人で専有できることが必要です。

③ テナントビルの場合

契約している物理的に連続しているスペースとし、設備等が申請法人で専有できることが必要です。

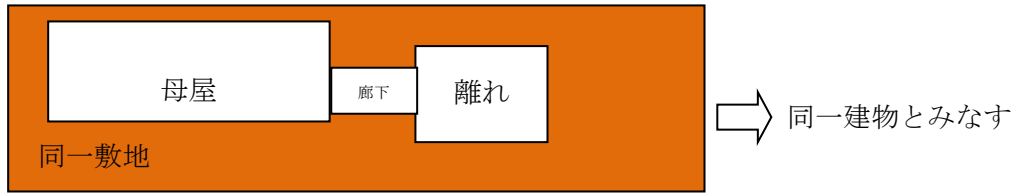
ア 具体的な例

(ア) 1戸建ての場合

例1 主たる建物以外に「離れ」、「別棟」などが有る場合



例2 渡り廊下で「離れ」、「別棟」などに連結している場合

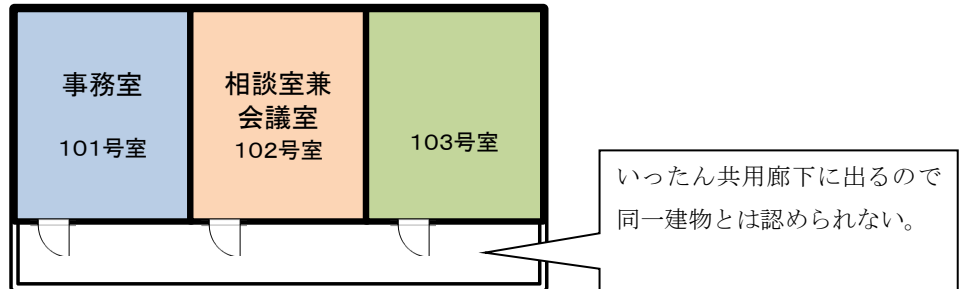


※ 通所介護での食堂兼機能訓練室と静養室は「離れ」、「別棟」への設置は認められません。

(イ) マンション、アパートの場合

専用区画に必要な設備を備える必要があります。
共用部分（廊下、エレベーター等）を歩いていく2区画で事業はできません。

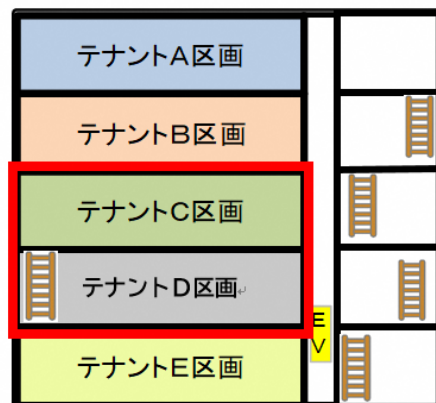
例3 共用部分の通過が必要な2区画を借り受け、または、所有して設備を配置する場合は一体的な運営が可能とはいえません。各区画内で事業に必要な設備を配置してください。



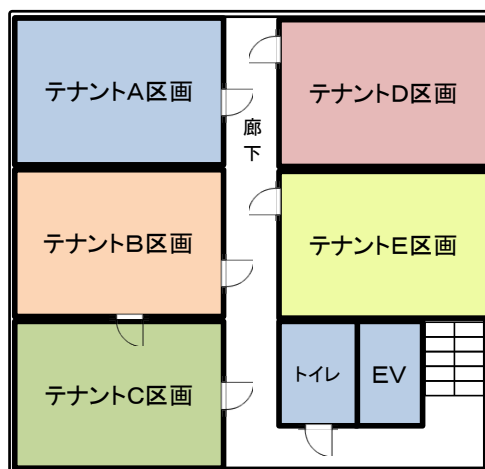
(ウ) テナント、共同使用ビルの場合

専用区画に必要な設備を備える必要があります。
共用部分（廊下、エレベーター等）を歩いていく2区画で事業はできません。
ただし、区画間を専用ドア等で行き来できる場合は、同一区画とみなします。
なお、トイレ、洗面台については、ビルによっては共用部分にしかない場合がありますので通所介護、通所リハビリテーションを除き、専用区画内に設けなくても構いません。

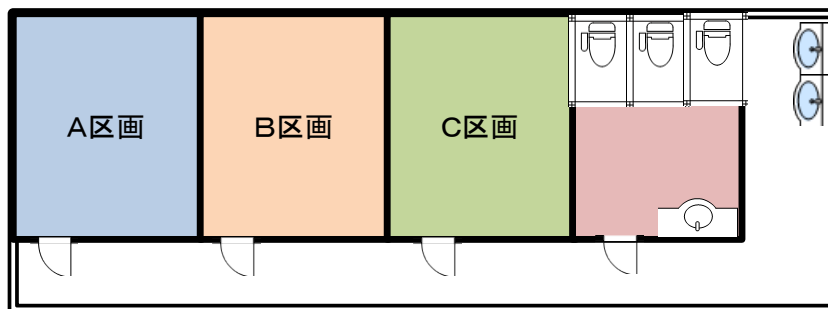
例4 区画CとDは内部の階段で行き来ができるので同一建物とみなします。テナント区画A、B、Eはその区画内で必要な設備を設置する必要があります。



例5 区画BとCは内部のドアで行き来ができるので同一建物とみなします。
区画A、D、Eはその区画内で必要な設備を設置する必要があります。



例6 トイレ、洗面台が共用の場合



※ トイレ、洗面台は通所介護、通所リハビリテーションを除き、共用可

(3) 事業所の設置階数について

介護サービス事業所は、利用者が高齢者であり、介助を必要とすることが前提となりますので、事業所の設置階については配慮が必要です。

具体的には、

ア 出入口（または道）と異なる階層に設置する場合は、エレベーターで移動できることが条件となります。

イ 通所介護、通所リハビリテーションは、エレベーターがない場合、出入口（または道）と異なる階層に食堂兼機能訓練室、静養室を設置できません。

ウ 相談室は車イスをご利用の相談者や足腰の弱い相談者が来所されることも想定されるため1階に設置することが望ましいですが、2階以上に設置する場合は、手摺の設置等、利用者及び家族の安全を考慮した対応策を講じてください。本市が審査上必要と判断した場合は対応策についての資料を提出していただくことがあります。

(4) 自宅を事業所とする場合の注意事項

自宅を事業所とする場合は、営業時間帯は事業所の専有となり、営業時間帯は家族等が使用することはできなくなります。

居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問看護事業所で、専有部分となるのは事務室、相談室、会議室です。

※ 自宅所有者と開設法人との間で、賃貸借契約又は使用貸借契約の締結が必要となります。

(5) 複数の部屋等を結合して面積を確保する場合の注意事項

4畳半～10畳程度の部屋若しくはスペースを複数利用して食堂・機能訓練室とする場合は、同時一体的にサービスが行える（同時：一斉にサービス提供することが可能、一体的：同一のサービスを提供することが可能）という観点から次の事項に従ってください。

解釈通知 **(老企25)**

イ …指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものである… **(第三・六・1・(1)・①)**

ロ …指定通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。… **(第三・六・2・(2)・①)**

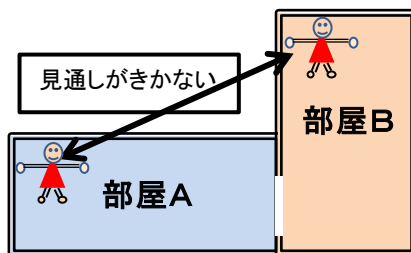
本市では原則3畳（4㎡）未満の部屋を狭隘な部屋とします。

(a) 部屋と部屋を接続する開口部の大きさが、概ね1.7m以上ない場合は一体的に行える部屋とはみなされません。（単位分けしてなら使用は可能です。）

※ 概ね1.7mとは、元々ドア、ふすま等で開口部があり（ふすま2枚分）、その開口部が165cmである場合は、165cmで可とするという意味です。この場合であっても160cm未満は開口部不足となります。また、(b)の見通しが悪いと判断される場合は不可となる場合があります。

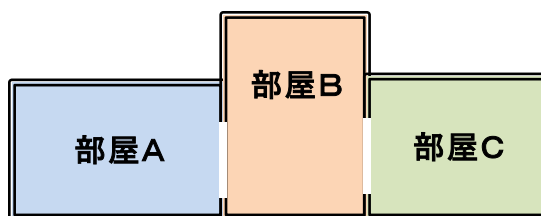
新たに開口部を開ける工事をする場合は170cm以上を確保してください。

- (b) 開口部が(a)をみたしていても極端に死角ができてしまうような場合は一体的に行える部屋とはみなされません。

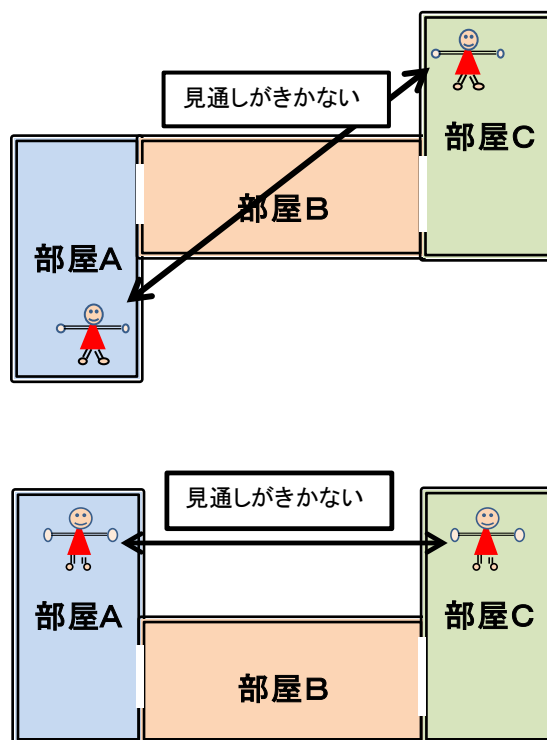


- (c) 部屋の接続は3部屋までとしますが、見通しが極端に悪く一体的に使用できないと判断される場合は2部屋までとなります。

○開口部の基準を満たせば可の例

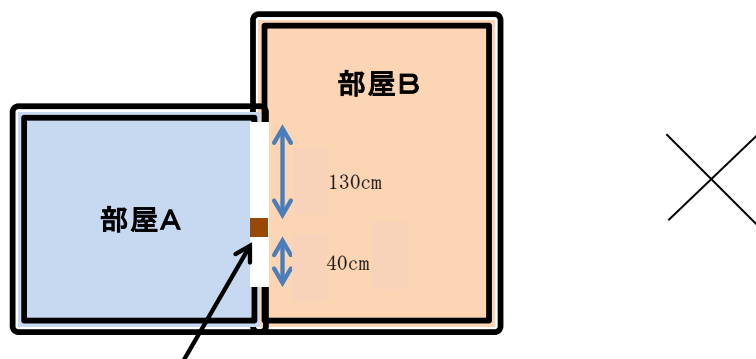
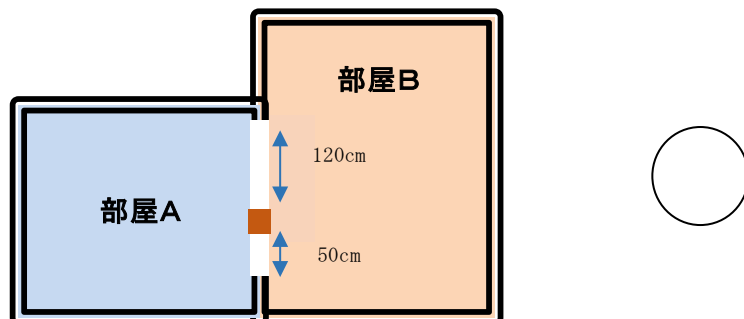


○開口部の基準を満たしても不可の例



(d) 開口部を確保する場合の注意事項

間に柱を残した2つの開口部の合計により開口部の指導基準を満たす場合、一方の幅が50cmを下回る場合は認めていません。



柱を残した2つの開口部の合計により開口部の指導基準は満たしますが、一方の幅が極端に狭い場合は認めていません。

2. 設備・備品について

(1) 必要な設備・備品

		居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	訪問リハビリテーション	通所リハビリテーション	備考
事務室		●	●	●	●	●	□	□	●	□	
相談室		●	●	●	●	●	●	●	●	□	
会議室		●									相談室と共用可
洗面台		□	□	□	□	□	□	□	□	□	
トイレ		□	□	□	□	□	□	□	□	□	
食堂						①				①	
機能訓練室						●				●	
静養室						●				□	
入浴設備						②				②	
消火設備						●				●	
厨房						①				①	
感染予防設備	手指消毒設備		●	●	●						
	滅菌装置				□						
	医療廃棄物の保管庫				□						
駐車場、送迎車両						□				□	
入浴設備 (訪問入浴介護)	設備運搬車両			●							
	浴槽、浴槽消毒薬			●							
	設備保管区画			●							
福祉用具	保管設備						●				
	消毒設備						●				
鍵付書庫、電話、FAX、コピー機、パソコン等		□	□	□	□	□	□	□	□	□	
下駄箱、利用者用収納						□					

●：厚令 37 号又は市条例 76 号、厚令 35 号又は市条例 78 号、厚令 38 号又は市条例 51 号、老企 25 号、老企 22 号で規定されている設備

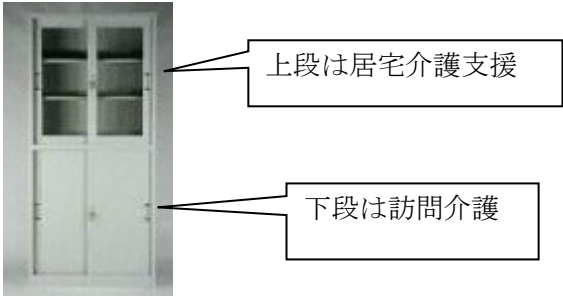
□：上記基準省令、市条例、解釈通知で「必要な設備、備品」と規定されているものを本市において具体化したもの

①：食事を提供する場合に必要となる設備、備品

②：入浴を提供する場合に必要となる設備

(2) 事務室

ア 事務室に必要な設備、備品

設備・備品の種類	備考
事務室	事務を行うのに適した事務室
机・いす	必要数はこの机の数を参照
鍵付き書庫	<p>【キャビネットはサービスごとに分ける】 個人情報の管理の観点から、複数サービスを実施する場合や他の事業を行う場合には、サービスごとに鍵が掛かるキャビネットとしてください。</p> <p>例</p>  <p>【セキュリティ面への配慮】 利用者のサービス記録や従業員の契約書など多くの個人情報を保管することからセキュリティ面への配慮が求められます。したがって簡易的なロックのものや、キャスターなどがあり外に持ち出せてしまうようなものはふさわしくありません。</p> <p>【キャビネットのサイズ】 利用者の記録などは、利用者ごとにファイルを分けて管理する必要があります。契約人数などにもよりますが、全てが収納できるサイズのキャビネットが必要です。</p> <p>【書庫として専用の部屋を用意する場合】 複数サービスの文書がある場合はサービスごとに管理・施錠ができるようにしてください。また、部屋自体の鍵も所在の管理を明確にする等、セキュリティを確保してください。</p>
電話・FAX	事業所直通の電話を用意してください。また、電話でのやり取りが難しい利用者に対しての連絡手段として FAX の設置をお願いします。
パソコン	本市からのメールを受信できる体制を整えてください。
コピー機	

イ 机の数

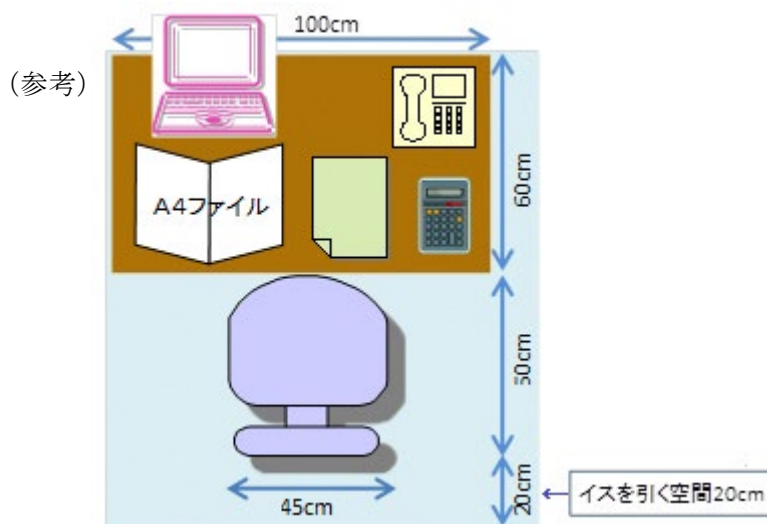
※ 職員の人数は常勤換算により算出した数とし、小数点以下は切り上げ
 例えば、常勤換算が2.5の場合は、2.5を切上げて3が必要です。

サービス	最低必要な机の数	備考
居宅介護支援	介護支援専門員の人数分以上	※
訪問介護	サービス提供責任者の人数分以上	※
訪問入浴介護	チームリーダーの人数分以上	
訪問看護	看護職員の人数分以上	※
訪問リハビリテーション	1以上	
通所介護	1以上	利用定員等により複数の職員がサービス提供記録等を記入する場合などは必要数配置してください。 食堂・機能訓練室と離れた場所に事務室を設けた場合、実質的に記録の記入等を食堂・機能訓練室で行っている場合は、記入スペースが食堂・機能訓練室の面積から除外される場合があります。
通所リハビリテーション	1以上	
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	福祉用具専門相談員の人数分以上	※

ウ 事務室の広さ

事務室の広さは、その設置する設備、備品等の大きさ、量により決まってきます。

ここでは、机1つ分のスペースを目安として参考に記載します。事業所では、以下の図の他、鍵のかかる書庫等、設置する設備、備品等を図面に落とし込み、職員の動線等も考えて事務室として必要な広さを確保してください。



(3) 相談室

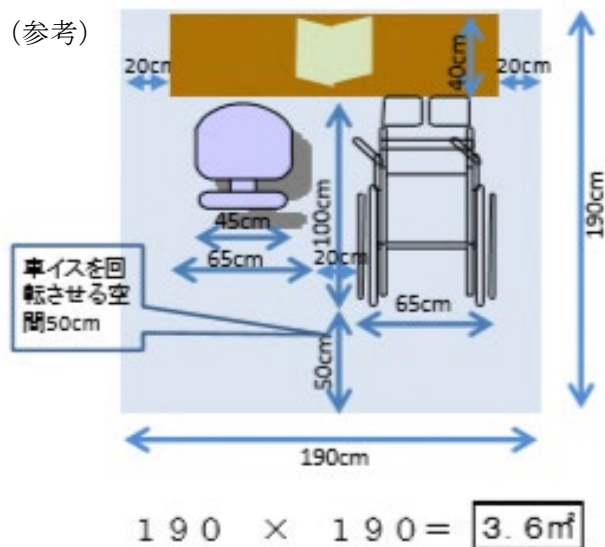
ア 相談室に必要な設備、備品

設備・備品の種類	備考
相談室	プライバシーが確保できる等相談を受けるのに適した相談室
机・いす	車イスをご利用の相談者や、足腰の弱い相談者が来所されることも想定されるため、車イスをご利用の相談者の足が入る程度の高さの机や、背もたれやひじかけがあり、脚が安定しているいすが望ましいです。

イ 相談室の広さ

利用申込みの受付、相談等に対応するのに必要な広さを確保してください。また、その設置する設備、備品等の大きさ、量により異なります。(老企25第三・一・2・(2)を本市にて準用)

ここでは、横並びでの着席を想定したスペースを目安として参考に記載します。なお、相談室には車イスをご利用の相談者が来所されることも想定されるため、車イスの取り回しが可能な広さを確保してください。



ウ 相談室の設置場所

相談室は、相談者のプライバシーの確保の観点から、原則、個室とします。

プライバシーの確保、話声、その他の雑音等が聞こえない、相談することに相応しい環境が整えられる場合にはパーティション等で囲い、他の部屋の中に設置することは可能です。

また、窓際に設置する場合には、外部から中の様子が見えないようカーテン等を取り付けてください。

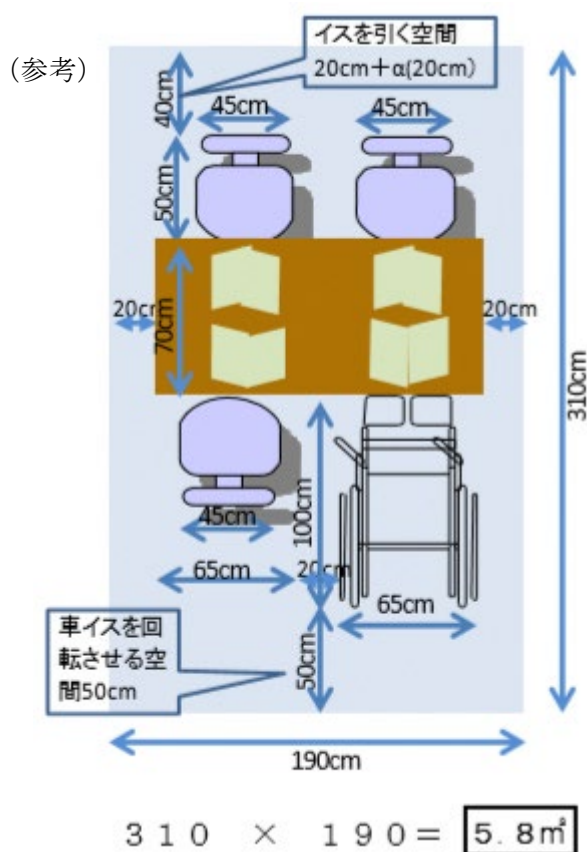
(4) 会議室（居宅介護支援）

ア 会議室に必要な設備、備品

設備・備品の種類	備考
会議室	サービス担当者会議等を行うのに適した会議室
机・いす	車イスをご利用の方や、足腰の弱い方がサービス担当者会議参加のため来所されることも想定されるので、車イスをご利用の方の足が入る程度の高さの机や、背もたれやひじかけがあり、脚が安定しているいすが望ましいです。

イ 会議室の広さ

会議室の広さは、サービス担当者会議等を行う部屋なので、最低限イス3脚+車イスの利用が可能な空間を確保してください。ここでは、4人掛けの場合のスペースを目安として参考に記載します。なお、会議室には車イスをご利用の利用者等がサービス担当者会議参加のため来所されることも想定されるため、車イスの取り回しが可能な広さを確保してください。



ウ 会議室の設置場所

会議室は、サービス担当者会議等の性格から、原則、個室とします。

プライバシーの確保、話声、その他の雑音等が聞こえない、会議することに相応しい環境が整えられる場合にはパーティション等で囲い、他の部屋の中に設置することは可能です。

また、窓際に設置する場合には、外部から中の様子が見えないようカーテン等を取り付けてください。

(5) 洗面台（洗面設備）、トイレ

ア 通所系サービスの場合

法人・事業所専用の洗面台、トイレを設置してください。

また、高齢者が使用するのに適したものとしてください。

例えば、手すりを設ける、段差を解消する、車椅子でも使用しやすくするなどが挙げられます。

洗面台、トイレは利用定員等を勘案して必要数配置してください。

なお、洗面台は食堂の一部として設置するものではありません。食事の提供を行わない場合であっても感染症予防の観点、機能訓練等を行った後の手洗い、洗顔等に使用することから設置するものです。

【注意事項】

認められるケース	<ul style="list-style-type: none">・キッチン 【条件】食事の提供がなく、キッチンを使用しない場合は洗面台として使用することも可。ただし、衛生面や使いやすさ等について十分に検討が必要。・脱衣所にある洗面台 【条件】入浴サービスを提供する場合は、それぞれの利用に支障がないよう配慮が必要。
認められないケース	<ul style="list-style-type: none">・トイレの個室にある手洗い場 【理由】口腔ケアの実施、感染症予防のうがいや手洗い等、衛生面に配慮した環境が求められるため。

イ 通所系サービス以外の場合

事業所内に設置することが原則ですが、テナントビルのように共用の場合は、従業者、利用者及び家族（相談来所時等）の利用に支障がないと認められる場合は、共用でも構いません。

【支障があると考えられる例】

事業所と同一階になく、かつ階段での利用の場合

ただし、階段幅が広く、かつ、適切な介助を行うことにより当該トイレの利用が可能と判断できる場合は事業所の1階上又は下でも認めている場合があります。

(6) 食堂・機能訓練室（通所介護、通所リハビリテーション）

ア 「食堂・機能訓練室」に必要な設備、備品

設備・備品の種類	備考
食堂（食事を提供する場合）及び機能訓練室	○必要な広さ＝利用定員×3㎡以上 （条例76第93条第1項、第2項）
・テーブル、イス	食事、レクリエーション、機能訓練、休息等で使用するもので利用定員分必要。食事を提供しない場合、利用定員分のテーブルは必要ありませんが、水分補給等の際に必要なサイズ、数のテーブルを用意してください。
・サービスの提供に必要なその他の設備及び備品 （条例76第93条第1項、第3項）	必要数

イ 「食堂・機能訓練室」の広さ

(ア) 「食堂・機能訓練室」の面積は有効面積です。つまり、壁の内側での面積です。

本市条例（条例76第93条第1項、第2項）では、「3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。」と規定されています。これは、利用者がサービス提供を受ける際に、有効に使用できると考えられる面積の最低基準ですので、基準以上の面積を確保してください。

(イ) 面積計算する上での注意事項

(a) 一般的に建築図面は壁芯での寸法となります。自ら寸法を計測して面積計算をするか、建築事務所等に面積計算を依頼する場合は、壁の内側（内法）であることを伝えて計算してもらってください。

(b) 寸法及び面積

小数第3位以下を切り捨て、小数第2位まで算出してください。複数のスペースに区切って計算している場合は、スペースごとに切り捨てを行ってください。

(c) 「食堂・機能訓練室」に設置すると面積除外となるもの、有効に使用できないと考えられるスペースで面積除外となるものがあります。詳しくは、P.20 補足I・(1)「食堂・機能訓練室の面積に算入できないスペース」を参照してください。

(d) 壁に手すりを設置している場合は、手すりの内側からではなく、壁からの寸法で面積

を算出してください。

- (e) 畳の部屋において、畳の枚数から部屋の広さを計算される例がありますが、畳の大きさは部屋によって異なる場合があります。このような場合は自ら寸法を計測して面積計算をしてください。
- (f) 部屋全体の面積を計算してから、除外部分を計算して有効面積を算出する例が見受けられます。本市による現地確認等を行う場合に、除外部分を計測することができない場合があります。面積算入する部分の寸法から面積を算出してください。

ウ 段差について

段差については、解消することが原則です。（食堂・機能訓練室から他の場所に移動するための通路としてのスロープ部分は面積算入できません。）段差の解消方法については、改正福祉のまちづくり条例の「傾斜路」の項目を参考にしてください。（段差は全面的に解消することが原則のため、有効幅員の項目を除きます。）

段差を利用して機能訓練を行うことを予定されている場合は、どのような機能訓練を行うのかを、具体的かつ詳細に記載した書面の提出をお願いします。

また、段差があることにより、段差がない場合に比べ転倒等の事故が起こる可能性が高まることから予想されるため、介護職員の配置を考慮していただく必要があります。

例えば、通所介護事業所において、

20名定員で人員配置が、管理者兼生活相談員、介護職員2名、看護職員兼機能訓練指導員（配置時間が2時間程度とする）とすると、看護職員兼機能訓練指導員が不在の時間に残る3人が入浴介助に従事していると、食堂・機能訓練室には従業者が1人も居ないという状況が発生します。もちろん、段差がない状態であっても、転倒等の事故の可能性はありますが、段差があることにより、介助している従業者がいないので、より発生の可能性は高まります。

このような場合には、介護職員等の増員配置をお願いします。

エ 複数単位を行う場合の注意事項

P.22～補足I・(2)「複数単位（サービス）を行う場合の注意事項」を参照してください。

他サービスと相談室、トイレ、事務室等を共用する場合も、通路の取り方については上記を参照してください。

(7) 静養室（通所介護、通所リハビリテーション）

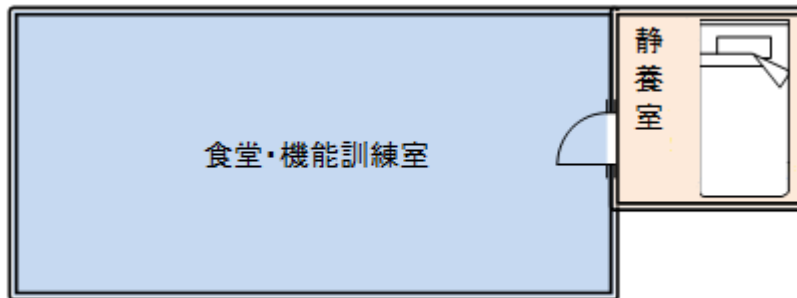
ア 静養室に必要な設備、備品

備品の種類	備考
静養室 (条例 76 第 93 条第 1 項、第 2 項)	利用者の気分が悪くなった時等に利用する、プライバシーが確保された、静養のできる、備品が格納できる部屋
ベッド、敷・掛布団、まくら等	① マッサージ施術用ベッド等、幅が狭いものは適切ではありません。 ② 利用者が自身で起き上がるための手すりや、 <u>転倒防止の柵*</u> があるものが望ましいです。 ③ 布団でも構いませんが、機能訓練等を行っている時に振動等で静養が妨げられたりする場合や、床に直に敷くことから埃を吸い込みやすくなる場合は、布団は適切とはいえません。

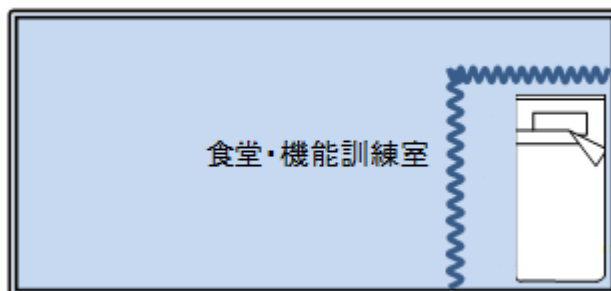
※自身で降りられないように、四方を柵で囲んでしまうと、身体拘束に該当するため注意してください。

イ 静養室の設置場所

(a) 静養室は、静養の観点、見守りの観点から、原則、食堂・機能訓練室に接続した個室とします。



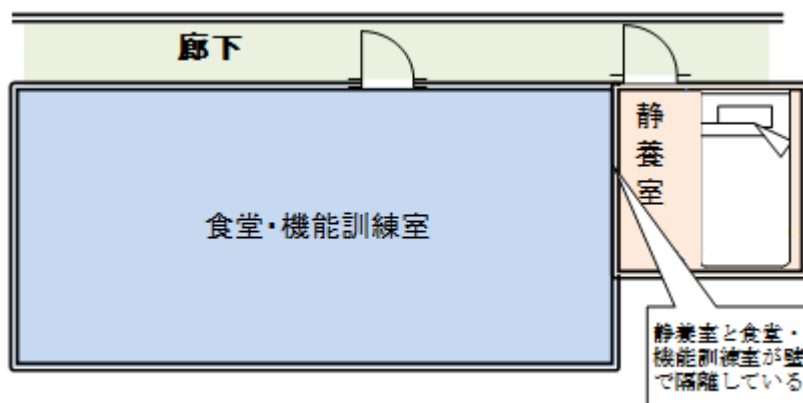
プライバシーの確保、静養等が可能なスペースと認められる場合はカーテン、パーテーションで囲ったスペースとすることができます。



個室でない場合、キッチンそばや相談室のそばなどは、調理の音や相談者との会話が聞こえるので適切とはいえません。

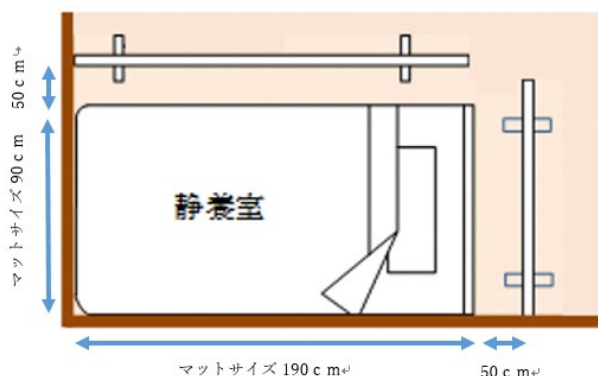
個室であっても、食堂・機能訓練室に接続していない部屋の場合は、ナースコール（簡易型で結構です）を設置し頻回に見守る体制を確保してください。

なお、介護職員が1名しかいない時間帯がある等最低基準でサービス提供している場合は、見守りに行ってしまうと、他のご利用者の介護が適切にできないことが想定されますので、介護職員の手厚い配置が必要です。



ウ 静養室の広さ

- (a) ベッドの大きさは1 m×2 m程度としているところですが、ご利用者が実質的に利用できるスペース（＝マットレスの大きさ、敷布団の大きさ）は **90cm×190cm 以上を確保**してください。
- (b) (a)を確保したうえで、利用者に圧迫感を与えないような空間のある広さを確保してください。（パーテーションや壁等で囲う場合、圧迫感があり、人の動きが制限されることから最低ベッドから 50 c m以上離してください。ただし、カーテン等の人の動きが制限されないもので囲う場合は、50 cm以下でも可。）
- (c) パーテーション、カーテン等で囲う場合の広さ



$$\text{必要面積} = (90+50) \times (190+50)$$

(8) 入浴設備（通所介護、通所リハビリテーション）

- ア 要介護状態等の高齢者の入浴に適した入浴設備（脱衣室、洗い場、風呂等）を設置してください。広さは、車椅子でも入ることができ、利用者と介護スタッフが入っても対応可能なスペースを確保してください。
- イ 入浴時間外に浴槽等で事故がないように、入浴室のドアにはストッパー等を取り付けてください。
- ウ 利用者が、浴用石鹸、シャンプー、リンスなどを誤飲しないよう、鍵のかかる戸棚に収納してください。

(9) 消火設備（通所介護、通所リハビリテーション）

(条例 76 号 93 条第 1 項、老企 25 第三・六・2・(3))

- ア 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を例示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。最新の設置基準等については、必ず消防署に確認してください。
- イ 消防法で設置義務がない 150 m²未満の事業所であっても、本市の事業所においては調理等を行う場合は事業所内に消火器等を設置してください。調理等を行わない場合であっても事業所内に消火器等を設置するようにしてください。
- ウ 消火器は、実際に火等を使用する付近に設置してください。
また、図面に設置場所を記載してください。

(10) 厨房（通所介護、通所リハビリテーション）

ア 厨房に必要な設備、備品

備品の種類	備考
キッチンユニット、食器棚、冷蔵庫、炊飯器、ポット、その他家電製品、食品BOX等	冷蔵庫、食器棚等キッチンに常設するものは図面に明記してください。

- イ 利用者が、包丁や洗剤等を持ち出さないよう、これらを収納する戸棚等には鍵が掛かるようにしてください。
- ウ 厨房で他のサービスの分の食事を調理し、提供する場合であって、食堂・機能訓練室を通らないと配食（配膳）ができない場合には、通路を確保する必要があります。

(11) 感染予防設備（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護）

ア 手指消毒（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護）

手指を消毒するための消毒薬を事業所に帰ってきてからすぐに使用できるよう、玄関脇に配置してください。

消毒薬については、摺り込み式が一般的ですが、消毒効果のある薬品であれば種類は問いません。

イ 滅菌装置（訪問看護）

(ア) シリンジ等を事業所内で滅菌する場合は、滅菌器（オートクレーブ等）を設置してください。

(イ) ディスポーザブル（使い捨て）器材を使用するなど、事業所で滅菌しない場合は不要です。

ウ 医療廃棄物保管容器（訪問看護）

医療廃棄物を事業所に持ち帰り、特別管理産業廃棄物として廃棄する場合は、事業所において一時保管することになります。その場合は保管ボックス等の設置が必要となります。

(12) 送迎車両（通所介護、通所リハビリテーション）

ア 介護状態等の高齢者の送迎に適した車両としてください。（セダンタイプが適切でないということはありませんが、その乗降の際には適切な介助を行ってください。）

イ 送迎時、玄関又はその近くに車両を停めることができるスペースを設け、図面上に反映してください。駐車場を設ける場合も同様です。

ウ 送迎時、利用者が雨に濡れずに建物に入れるよう工夫してください。

(13) 訪問入浴の設備（訪問入浴介護）

ア 浴槽 **（条例 76 第 46 条 第 1 項）**

「身体の不自由な者が入浴するのに適したもの」をご用意ください。

イ 車両 **（老企 25 第三・二・二・（三））**

「浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの」をご用意ください。

ウ 浴槽等の備品・設備等を保管するためのスペース **（老企 25 第三・二・二・（二））**

「浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペース」を確保してください。

エ 浴槽等の備品・設備等を保管するための設備の衛生管理

(老企 25 第三・二・3 (6)、厚令 37 号第五十八条)

浴槽等の備品等を衛生的に管理するための設備を配置してください。

(14) 福祉用具の保管設備 (福祉用具貸与)

(条例 76 第 234 条第 2 項 (1) 号)

ア 「清潔であること」

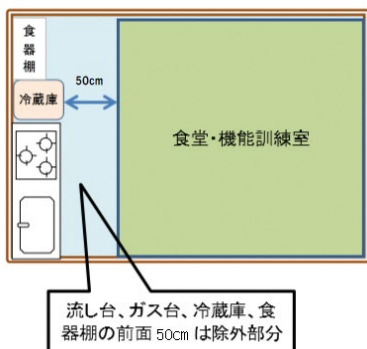
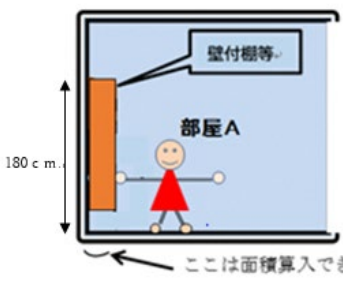
イ 「既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。」

(15) その他の備品等

その他事業運営に必要な設備、備品。

補足 I 通所介護、通所リハビリテーションにおける食堂・機能訓練室についての注意事項

(1) 食堂・機能訓練室の面積に算入できないスペース

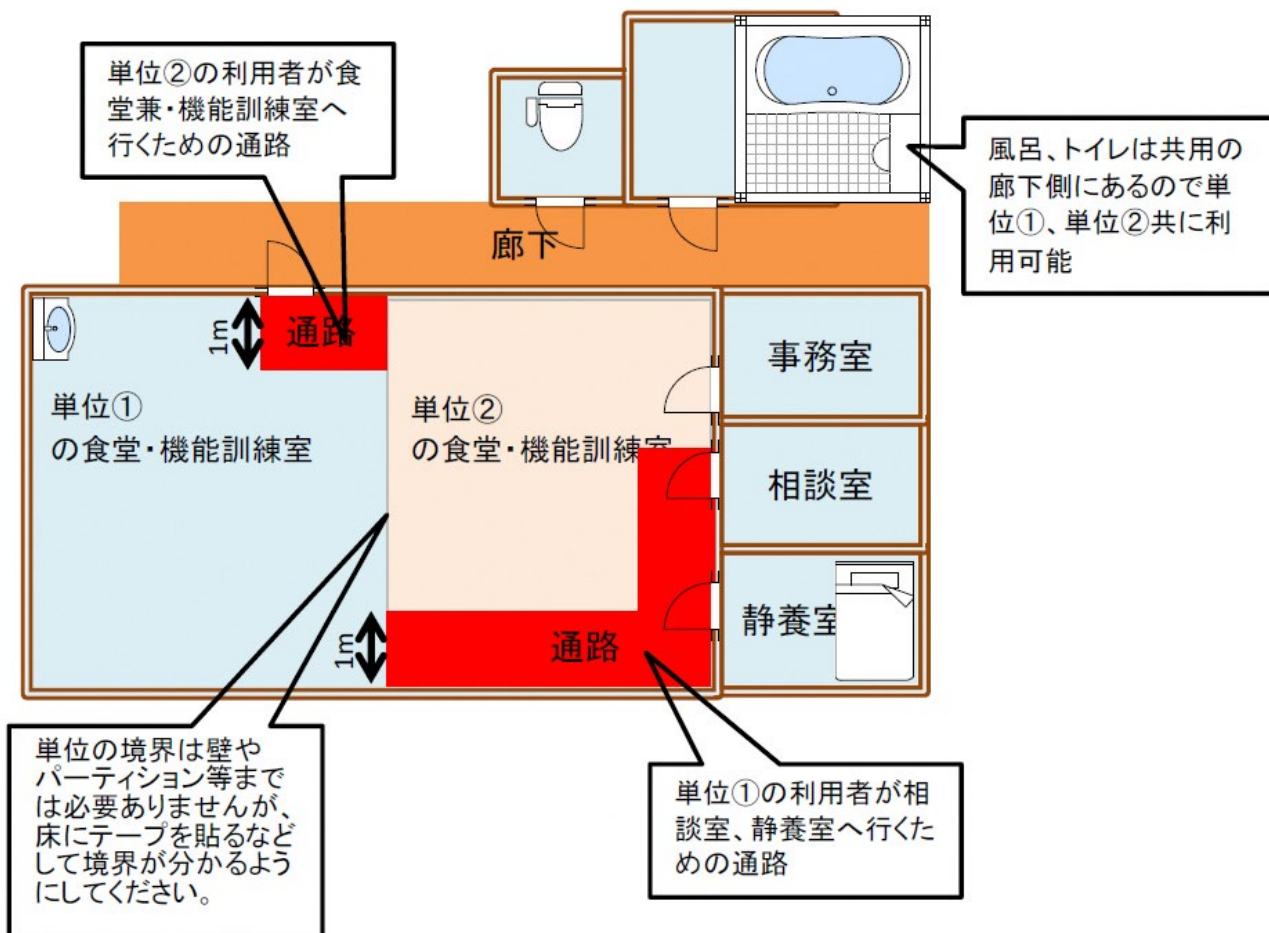
項	除外する設備	備考
ア	玄関、下駄箱、押入れ、床の間、廊下（通路）、階段	・通路として作られたスロープは除外します。
イ	事務室、相談室、静養室、厨房（キッチン）、浴室、シャワー室、脱衣室、トイレ、汚物室、洗面台、職員用の更衣室	・洗面台は食堂の付帯設備ではなく事業所に必要な設備と考えますので面積除外します。
ウ	調理等をする場合の可動域 流し台、冷蔵庫、食器棚等の前面は調理の可動域として同全面の幅×50cm の面積。（調理をしない場合は除外しなくて構いません。）	 <p>流し台、ガス台、冷蔵庫、食器棚の前面 50cm は除外部分</p>
エ	利用者用のハンガー、ロッカー、その他の収納設備	・キャスターの有無は問わず、その場所に常設する場合は面積除外です。
オ	カウンター、冷蔵庫、洗濯機、書架、棚、本棚、食器棚、ワゴン、給茶（給水）機等	
カ	床から概ね 180 cm 以下の高さにある壁付の棚等で突起している部分が活用できないスペース。	 <p>壁付棚等</p> <p>部屋 A</p> <p>180 c m</p> <p>ここは面積算入できない</p> <p>突起している部分が活動スペースとして支障をきたすと判断される場合。⚡</p>
キ	幅が 1.5m に満たないスペース。	・幅が 1.5m 以上であっても形状により面積算入できないスペースと判断する場合があります。

ク	複数単位を行う場合や、別のサービスを併設する場合に、兼用部分（相談室、事務室、厨房、トイレ等）に食堂及び機能訓練室を通らなければ行けないような場合は、通路（動線）として幅1mの通路の面積。	・(2)複数単位を行う場合の注意事項を参照してください。
ケ	側面・突き当りにトイレ、居室、キッチン等の設備があり通路と判断されるスペース	
コ	職員が記録を書くために使用する机等の設置及び利用する際に必要となるイス等など利用者が直接使用しないスペース	・ゴミ箱や加湿器等、小さなもので機能訓練に支障がないと判断されるものについては除外する必要はありません。
サ	縁側、サンルーム	・壁や屋根等で外から遮蔽された空間であり、機能訓練室、居間と段差がなく、開口部等を含め、一体的に使用可能と判断される場合はこの限りではありません。
シ	その他、利用者の安全上、機能訓練、食堂に適さないと判断されるスペース	・パーティション等の足部分やカラオケや遊戯用の機器、大型の楽器、治療器、足湯等の設置場所や配線の状態等、個々の状況に応じて除算あるいは場所の移動をお願いすることがあります。

(2) 複数単位（サービス）を行う場合の注意事項

ア 複数単位を行う場合は各単位の利用者が必要な設備を利用するときに、他の単位の食堂・機能訓練室を通らないと行けない場合は通路の確保が必要です。

イ 通路の幅は車イス等が通ることを想定して1mを確保してください。



ウ 通路が必要となる設備は、相談室、静養室、トイレ、浴室です。

通路部分は食堂・機能訓練室の面積に算入することはできません。

エ 各単位の利用者にサービスを一体として提供してはいけません。（利用者が混在してはいけません。）入浴なども単位ごとに入浴時間を定めてください。

オ 同一敷地内で複数サービスを行う際には、他のサービスの利用者や職員が食堂・機能訓練室を通らないと行けない場合は通路の確保が必要です。

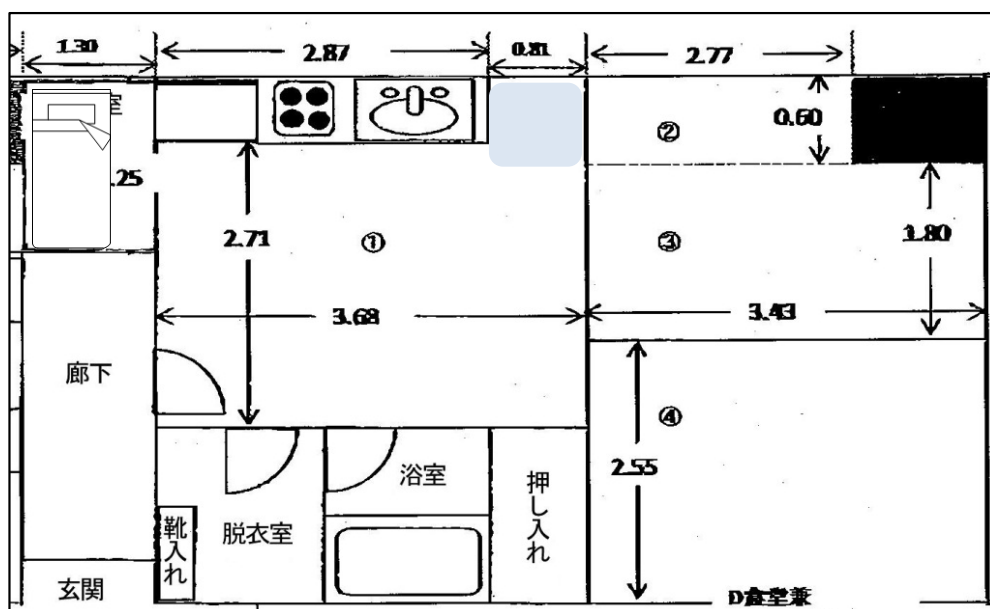
(3) マシンを設置する際の取扱いについて

機能訓練室内にマシンを配置される場合については、マシンの可動域等を考慮し、マシンを利用していない利用者の通路等、安全へ十分配慮して配置してください。

また、マシンを配置した際に機能訓練室の面積算定基準や、利用者の安全性に著しく害をきたすと判断される場合については、配置を見直していただく若しくは利用定員を減らしていただく等の対応を取らせていただく場合があります。

(4) 図面事前確認の指導事例

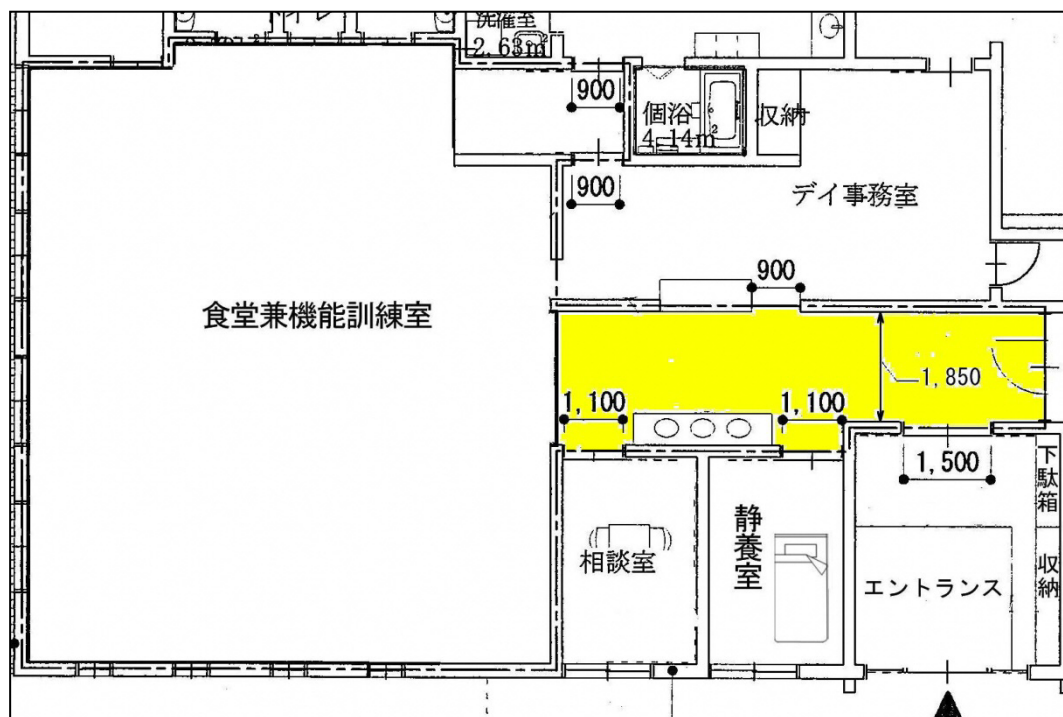
ア 図面の記載について



- (ア) 開口部を記載していません。そのため、一体的に使用可能か確認できません。
- (イ) 調理を行う場合、調理スペースとして流し台・冷蔵庫等の前 50cm を除外する必要があります。
- (ウ) 静養室が廊下部分に設置されていて適切とは言えません。また、静養室のマットサイズが記載されていません。
- (エ) 利用者の荷物等の収納をする場所が記載されていません。

イ 通路について

次の図面の静養室、相談室の前の部分（黄色い部分）は、両側に利用者等が利用する設備があるため通路であり、機能訓練用のスペースとして算入できません。



両側は壁だが、突き当たりに利用者等が利用する設備（例えばトイレ）がある場合も通路となります。

補足Ⅱ 設備に関する条例、基準等

ここでは、横浜市条例第 51 号（厚生省令第 38 号）、老企第 22 号、横浜市条例第 76 号（厚生省令第 37 号）、横浜市条例第 78 号（厚生労働省令第 35 号）、老企第 25 号において規定されている設備等の基準等を掲載しています。

厚生省令第 37 号	: 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年 3 月 31 日)
厚生省令第 38 号	: 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 11 年 3 月 31 日)
厚生労働省令第 35 号	: 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年 3 月 14 日)
老企第 25 号	: 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成 11 年 9 月 17 日)
老企第 22 号	: 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 11 年 7 月 29 日)
横浜市条例第 76 号	: 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月 28 日)
横浜市条例第 51 号	: 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例 (平成 26 年 9 月 25 日)
横浜市条例第 78 号	: 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月 28 日)

(1) 居宅介護支援

横浜市条例第51号

第23条 指定居宅介護支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

老企第22号

第二・2・(3) ③「事業所」

事業所とは、介護支援専門員が居宅介護支援を行う本拠であり、具体的には管理者がサービスの利用の申込みの調整等を行い、居宅介護支援に必要な利用者ごとに作成する帳簿類を保管し、利用者との面接相談に必要な設備及び備品を備える場所である。

老企第22号

第二・3・(13) 設備及び備品等

基準第二十条に掲げる設備及び備品等については、次の点に留意するものである。

- ①指定居宅介護支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業との同一の事務室であっても差し支えないこと。なお、同一事業所において他の事業を行う場合に、業務に支障がないときは、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。
- ②専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。
- ③指定居宅介護支援に必要な設備及び備品等を確保すること。ただし、他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び等を使用することができるものとする。

(2) 訪問介護

横浜市条例第76号

第8条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

老企第25号

第三・一・2設備に関する基準（居宅基準第七条）

(1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問介護の事業を行うための区内が明確に特定されていれば足りるものとする。

(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。
特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

(以下、略)

厚生省令第37号

第七条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(3) 訪問入浴介護

横浜市条例第76号

第46条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

老企第25号

第三・二・2 設備に関する基準（居宅基準第四七条）

- (1) 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。
- (2) 専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要がある。
- (3) 専用の事務室又は区画については、指定訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保する必要がある。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。

（以下、略）

厚生省令第37号

第四七条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

(4) 訪問看護

横浜市条例第76号

第58条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(以下、略)

2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

老企第25号

第三・三・2 (1) 指定訪問看護ステーションの場合 (居宅基準第六十二条第一項)

①指定訪問看護ステーションには、運営に必要な面積を有する専用の事務室を設ける必要がある。ただし、当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共用することは差し支えない。

(以下、略)

②事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

③指定訪問看護に必要な設備及び備品等を確保する必要がある。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。「以下、略」

厚生省令第37号

第六二条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(以下、略)

2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(5) 訪問リハビリテーション

横浜市条例第76号

第73条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

老企第25号

第三・四・2 設備に関する基準 (居宅基準第七七条)

①病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であること。

②指定訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ (利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース)を有する専用の区画を設けていること。なお、業務に支障がないときは、指定訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

③指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えていること。

厚生省令第37号

第七七条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

(6) 通所介護

横浜市条例第76号

第93条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員(中略)を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 静養室 遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されていること。

(3) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。

(以下、略)

老企第25号

第三・六・2 設備に関する基準（居宅基準第九五条）

(1) 事業所

事業所とは、指定通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に向向いて指定通所介護を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。

(2) 食堂及び機能訓練室

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室（以下「指定通所介護の機能訓練室等」という。）については、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、指定通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭陰な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、指定通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な指定通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。

(3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

(4) 設備にかかる共用

（中略）ただし、指定通所介護の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

イ 当該部屋等において、指定通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。

ロ 指定通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。

(以下、略)

厚生省令第37

第九五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(7) 通所リハビリテーション

横浜市条例第76号

第125条 指定通所リハビリテーション事業所は、**指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員**（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）**を乗じて得た面積以上**のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（指定通所リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

2 指定通所リハビリテーション事業所は、**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備え**なければならない。

（以下、略）

老企第25号

第三・七・2 設備に関する基準

（1）指定通所リハビリテーション事業所ごとに備える設備については、専ら指定通所リハビリテーション事業の用に供するものでなければならないこととされているが、病院、診療所、介護老人保健施設、又は介護医療院が互いに併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接している場合をいう。）であって、そのうちの複数の施設において、指定通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

①当該部屋等において、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。

②それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次に掲げる面積要件（居宅基準第百十二条第一項）を満たしていること。

三平方メートルに利用定員を乗じた面積以上であるものを有すること。ただし、介護老人保健施設又は介護医療院の場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

（2）指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと、当該指定通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における指定通所介護の機能訓練室等との関係については、第三の六の2の（4）を参照されたい。

ただし、保険医療機関が医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションの届出を行っており、当該保険医療機関において、指定通所リハビリテーション（一時間以上二時間未満に限る）又は指定介護予防リハビリテーションを実施する場合には、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを受けている患者と介護保険の指定通所リハビリテーション又は指定介護予防リハビリテーションの利用者に対するサービス提供に支障が生じない場合に限り、同一のスペースにおいて行うことも差し支えない。

この場合の居宅基準第百十二条第一項の指定通所リハビリテーションを行うために必要なスペースは、医療保険のリハビリテーションの患者数に関わらず、常時、三平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用者数（指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定通所リハビリテーションの利用者数と指定介護予防通所リハビリテーションの利用者数の合計数）を乗じた面積以上とする。

なお、機器及び器具は、サービス提供時間に関わらず、各サービスの提供に支障が生じない場合に限り、共用して差支えない。（予防基準第百十八条の基準についても同様）

(3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（居宅基準第百十二条第二項）については、指定通所介護に係る居宅基準第九五条第一項と同趣旨であるため、第三の六の2の

(3)を参照されたい。

厚生省令第37号

第百十二条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、三平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

(8) 福祉用具貸与

横浜市条例第76号

第234条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第242条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材は、当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(以下、略)

老企第25号

第三・一一・2 設備に関する基準

(1) 居宅基準第百九十六条第一項に規定する必要な広さの区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であつて、指定福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

(3) 同条第二項第一号ロは、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものである。

(4) 同条第二項第二号に定める福祉用具の消毒のために必要な器材とは、居宅基準第二百三条第二項の規定による消毒の方法により消毒を行うために必要な器材をいう。

厚生省令第37号

第百九十六条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百三条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

一 福祉用具の保管のために必要な設備

イ 清潔であること。

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

二 福祉用具の消毒のために必要な器材

当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

第二百三条 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 (略)

3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

(9) 福祉用具販売

横浜市条例第76号

第249条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(以下、略)

老企第25号

第三・一二・2 設備に関する基準

(1) 居宅基準第二百十条に規定する必要な広さの区画については、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保するものとする。

(以下、略)

厚生省令第37号

第二百十条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(10) 通知等

- ① 建築基準法における「老人福祉センターその他これに類するもの」の取扱いについて
(老振発 1113 第2号 平成27年11月13日)
[介護保険最新情報 Vol. 503 平成27年11月13日]
住居専用地域における事務所の設置について

補足Ⅲ 改訂履歴

令和2年11月改定版《大幅改定》

- ・ 事業所の設置階数についての考え方の変更
- ・ 事業所の考え方の項目に「複数の部屋を結合して面積を確保する場合の注意事項」を整理
- ・ 事務室、相談室、会議室、静養室の広さの考え方の変更
- ・ 洗面台の設置の考え方を変更
- ・ 面積計算の方法を算入除外に関わらず小数点第3位以下切り捨てで統一
- ・ 食堂・機能訓練室の面積に算入できないスペースの考え方の整理
- ・ トレーニングマシンを設置する場合の利用定員についての規定の削除
- ・ 他、誤字等修正

令和6年1月改定版

- ・ 本ガイドラインの趣旨を前文に明記